広告

神奈川県

DV・ストーカー被害者など困難な問題を抱える女性等への支援強化に向けて

昨年、川崎市でストーカー被害を訴えていた女性の尊い命が失われた事件を受け、神奈川県では警察との連携、被害者の立場に立った相談支援体制、加害者対応などを強化するとともに、社会全体で被害者を守り支える仕組みづくりの検討を行っています。その取り組みをさらに進めるために、この問題に関わる様々な立場の方と、黒岩祐治知事が意見交換をしました。

命と尊厳を守る実効性ある仕組みを

立教大学　コミュニティ福祉学部教授

湯澤直美氏

ゆざわ・なおみ／女性の貧困問題、女性への暴力、ひとり親家族支援などをテーマに、性に基づく差別の解消の道筋を社会福祉学の視点から研究。編著に『貧困研究ハンドブック』『シニアシングルズ　女たちの知恵と縁』など。神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議会長。

安全の壁をつくるための仕組みづくりを

桶川ストーカー事件　被害者御遺族

猪野憲一氏

いの・けんいち／1999年10月、埼玉県桶川市で発生した「桶川ストーカー事件」の被害者、猪野詩織さんの父親。犯罪被害者遺族の立場で講演活動を続け、事件をきっかけに「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が制定された。

社会全体で当事者を守る仕組みをつくりたい

神奈川県知事

黒岩祐治氏

くろいわ・ゆうじ／「報道2001」などのキャスターを経て、2009年にフジテレビを退社。国際医療福祉大学大学院教授を経て、2011年より神奈川県知事。

支援者の責任や役割を明確化する条例を神奈川から

公益社団法人アマヤドリ　代表理事

菊池　操氏

きくち・みさお／公立学校の養護教諭を経て2020年にアマヤドリを設立。現場や当事者の声を第一に考えた若年伴走支援に取り組む。家族を頼ることが難しい若者に向けて「相談支援」「住まいの支援」「居場所支援」を行い、全国から相談が寄せられている。神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議委員。

加害者プログラムに確実につながる仕組みを

一般社団法人PROVE　共同代表

田中剛太氏

たなか・ごうた／2023年にPROVEを設立し、被害者支援の一環としてDV加害者プログラムを実施。DV加害者更生教育プログラム全国ネットワーク（PREP-Japan）運営委員。社会福祉法人わかくさ会理事、明治学院大学社会学部社会学科非常勤講師。

被害者支援や加害者対応の現状と課題

黒岩　昨年、川崎市で痛ましいストーカー事件が起きました。その後、警察の検証結果を踏まえ、DV・ストーカー問題に関わる皆さんと議論を重ねてきましたが、被害者側の目線に立った対応とそのための仕組みづくりについて、条例制定を含め、さらに議論を深めていく必要があると感じています。そこで本日は、皆さんと意見交換をさせていただきたいと考えています。

菊池　日常的に被害者から相談を受けている中で、課題を2点感じております。1点目は、制度があるにも関わらず当事者が守られていない瞬間が存在してしまっていることです。被害者は、混乱と恐怖の中でSOSを整理して言語化することが難しいことが大前提であることを、まず支援の窓口側が理解しておく必要があると思っています。被害者の揺らぎはあって当然で、揺らぎも被害構造の一部であるという共通認識が必要です。2点目は、「相談したことでかえってつらくなってしまった」との声をいただくことがあります。これは被害者個人の問題ではなく、相談を受ける側がその可能性があることを意識して支援していくことが大切です。

湯澤　DVやストーカーは、対応の遅れや見立ての誤りが命に直結する問題です。日本では、女性の尊厳を侵害する状況が深刻であることが、国際的にも指摘されています。力による支配という特質を正しく理解することが不可欠であり、そのためには、警察や支援者が相手を尊重し、対等な関係を築き、ジェンダー平等の視点をもって、組織として被害者の立場に立った判断と対応を遂行することが命を守る上で欠かせません。

田中　私は被害者支援の一環として、加害者プログラムに取り組んでいます。かつては「加害者に社会的資源を使うなんて無駄だ」と批判される風潮もありました。でも加害者を放置している限り、被害者は救われません。今後は海外のように、加害者プログラムを支援全体の仕組みの中に公的に位置付けることが大事だと考えています。できれば国レベルで対応していただきたいですが、それを待っていては時間がかかってしまうと思うので、まずは、神奈川県という自治体レベルで何かできないかということを、今後考えていきたいと思っています。

猪野　私の娘は21歳の時、ストーカー被害に遭っていました。私は警察に何度も「娘を助けてほしい」と相談したのですが、当時の警察は「男女の関係などに、かまっていられない」と全く相手にしてくれませんでした。その結果、娘は桶川駅前で殺されてしまいました。「二度とこんな悲劇を起こさせてはいけない」との思いで、私は今日まで警察を中心に140回もの講演を行ってきました。

黒岩　私もあの痛ましい事件のことはよく覚えています。猪野さんのご活動などを通して、警察の対応も以前よりは変わったのではないでしょうか。

猪野　私を講演に呼ぶ時点で、警察の意識はかなり変わってきていると思います。川崎市のストーカー事件の後に公表された警察の資料も、よくぞここまで赤裸々に発表したものだと評価しています。ただ、警察の意識や対応は、まだまだ地域によって差があることは否めません。

湯澤　事件を事件で終わらせないために、何ができるのか、行政と警察が課題を共有し、自治体レベルで検討していく姿勢が問われています。住民にとって、警察・交番は住民の安全を守るもっとも身近な公的機関なので、これからどう変革していくかが重要です。その役割が、被害の未然防止や継続的な支援にまで及ぶという意識を高める研修の充実が必要です。

菊池　警察がかつてより頼もしい存在に変わってきていることは確かで、この状態を一時的なもので終わらせず、永続的な仕組みをつくるべきだと考えています。

社会全体で当事者を守り支える仕組みづくり

黒岩　事件が起き、人の命が失われてしまってからでは遅い。DVやストーカーによる被害を事前に防ぐための仕組みづくりが大事だと考えています。

猪野　私は被害者から相談を受けた時は、「とにかく安全の壁をつくりなさい」と言います。自分一人で問題を抱え込まず、友人・知人や会社の人、自宅周辺の方々、役所や自治会、被害者支援の団体、弁護士、そして警察などへ。周囲の人や組織に話を広めておくことが重要だと話しています。行政がワンストップの支援をやっていくために、条例で決めても良いと思いますが、被害者を守るための仕組みづくりをすることが、安全の壁をつくっていくということだと思っています。国が仕組みを示してくれるのが一番良いですが、時間がかかると思うので、まずは神奈川県で先例を示していただきたいと思っています。

田中　加害者への対応が必要という意識を、社会の中で共有することが必要だと思っています。もっと一般的なレベルで、身の回りにDVをする人がいた時に、加害者プログラムへ行った方が良いよと、気軽にアドバイスできるような仕組みができれば良いと思っています。この仕組みは海外では実現されているので、国レベルでやるのが難しければ、自治体レベルで考えていければ良いと思っています。

湯澤　ストーカー規制法やDV防止法などの関連法制は整備されてきましたが、迅速な対応が十分に確保されているとは言い難い現状です。韓国の家庭暴力防止法では、警察が被害者を保護する際の対応が具体的かつ詳細に規定されています。一方、日本のDV防止法には、迅速に守るための「緊急保護命令」が存在せず、初動対応の限界が指摘されています。被害の深刻化を防ぐためには、実効性のある仕組みを早急に検討していくとともに、こうした課題について警察からも提言を挙げていただきたいと思っています。

菊池　今の日本には支援者も専門家も素晴らしい方々がいるのですが、それらが点で存在しており、面になっていません。その結果、支援からこぼれ落ちてしまう被害者が少なくないのです。支援者や専門家の責任や役割分担を明確にし、支援者間でスムーズに連携を図っていくことが重要です。そのための仕組みを、まずは神奈川県が条例を定めて、実効性とスピード感をもってつくっていただきたい。それが神奈川県だけではなく、日本にとっても必要になってくると思います。

黒岩　皆さんのお話を聞いて、社会全体で被害者を守る仕組みづくりが必要だと強く感じました。神奈川県として、当事者目線に立った取り組みを、責任をもって進めてまいります。

DV・ストーカー被害者支援の現状と支援の指針となる条例の制定を

横浜あかり法律事務所　弁護士　**野口杏子氏**

DV・ストーカー被害事件は過去に恋愛関係にあった相手から被害を受けることが多く、被害から抜け出すまでに紆余曲折を経ることとなり長時間を要するため、支援者にも忍耐力が求められるという特性があります。川崎市のストーカー事件は警察の不適切な対応が重大な結果を招来した可能性があり、警察の構造的な変革が必要です。DV被害事件については、かつては警察に相談しても真剣に取り合ってもらえなかったという話をよく聞きますが、近年は警察が真摯に受け止め、適切に捜査し、刑事処罰に至ることが増えているようです。そのために神奈川県ができることの一つとして被害者支援の指針となるような条例の制定が考えられます。警察を含めた行政機関の指針となると同時に民間の被害者支援団体の活動の後押しとなるような条例を、神奈川県のような大規模な自治体で全国に先駆けて制定することには大きな意義がありますので、これからの神奈川県の取り組みを見守りたいと思います。

のぐち・きょうこ／2007年に弁護士登録し、10年から横浜弁護士会（現神奈川県弁護士会）人権擁護委員会両性の平等に関する部会（現すべての性の平等に関する部会）に所属。DV被害者の権利擁護のための活動に携わる。神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議委員。

相談窓口・支援情報ポータル

神奈川県では、DV・ストーカー被害者など、困難な問題を抱える女性等への支援に向けた取り組みを行っています。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/jinken/danjo/dvtaisaku.html